

死刑制度の廃止を求める決議

当連合会は、国に対し、死刑の執行を直ちに停止し、速やかに死刑制度を廃止することを求める。

2025年（令和7年）10月24日
九州弁護士会連合会

提 案 理 由

1 はじめに

国際社会が死刑制度の廃止に向かう中、日本は、2025年6月27日にも1名の死刑を執行し、刑罰としての死刑制度を存置し、その執行を継続している。

死刑制度は、国の司法制度及び刑事政策の根幹にかかわるとともに、基本的人権の核をなす生命に対する権利（憲法13条、自由権規約第6条）を国家が一方的に剥奪する制度であり、究極の人権問題である。

日本弁護士連合会は、2016年10月、人権擁護大会（福井市）において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択した。

当連合会は、2012年に死刑廃止について検討するプロジェクトチームを設置し、2020年度から死刑制度廃止検討委員会へ組織を発展拡充し、当連合会や管内の単位弁護士会主催でのシンポジウムや勉強会を実施し、会員のみならず広く市民とともに、死刑制度について学びを深め、情報の発信を継続してきた。近年は死刑が執行されるたびに「直ちに死刑執行の停止を求める」との当連合会理事長声明を発表してきた。そして、当連合会管内の各単位弁護士会では、2018年の宮崎県弁護士会を皮切りに、死刑制度は廃止すべきであるとの立場を明らかにする総会決議の採択が重ねられてきた。

こうした蓄積の上に、今般、当連合会は、本決議を採択するものである。

2 死刑事件における誤判は取り返しがつかないこと

2024年9月26日、死刑確定囚であった袴田巖氏に対する静岡地裁の再審無罪判決（確定）は、誤って無実の人を死刑にしてしまう危険性をあらためて浮き彫りにした。死刑執行の恐怖に長期間晒され続け精神を蝕まれた袴田巖氏を支え続けた姉袴田ひで子氏は、無罪判決確定後、熊本県弁護士会主催の集会で「死刑制度がなくなって、そういうのが当たり前の世の中になることを、切に願っております。」と述べた。日本において、死刑判決の確定後に再審で無罪となった事件は、熊本県人吉市で発生した免田事件の他、財田川事件、松山事件、島田事件に加え5件目となった。

犯人性の誤判のみならず、量刑に関する判断の誤りも、死刑事件においては重大である。裁判員裁判における死刑判決が、控訴審で量刑不当により破棄された事例が複数件報告され、それらは無期懲役判決で確定している。

裁判は人間が行うものである以上、誤判の危険性を完全に排除することができない。もちろん、死刑事件に限らず、誤判・冤罪をなくす努力が全力で継続されるべきことは言うまでもないが、誤判・冤罪により、無実の人が国

家刑罰権の行使により生命を奪われることは、取り返しがつかないことであって、絶対にあってはならない。特に日本では、自白獲得に向けたいわゆる「人質司法」や違法な取調べなど、適正手続の保障に反する実態が今なお少なからず横行していることが、近時立て続けに出された湖東記念病院事件、袴田事件、福井女子中学生殺人事件などの再審無罪判決や第1回公判直前に公訴が取り下げられた大川原化工機事件などを通じて明らかになっている。こうした現に存在する誤判・冤罪のリスクを顧みないままに、死刑判決を下し執行を続けることは、人権保障の観点からもはや許されない。

3 死刑制度の廃止へ向けた国際的潮流

国際社会において、死刑制度を廃止する国は増加の一途をたどっている。

二度の世界大戦の惨禍を経て、国際社会は、国際平和のためには人間の尊厳を基礎とした基本的人権が保障されなければならないことを確認し、国連憲章を締結して国連を設立し、世界人権宣言をはじめ数々の国際人権章典を採択して、基本的人権の国際基準を定立してきた。とりわけ生命権については、世界人権宣言が「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」(同宣言3条)と規定し、また、自由権規約が「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」(同規約6条1項)と規定し、「たとえ国家であっても人を殺してはいけない」という考えが広く共有されるようになった。このような国家と人の生命に関する捉え方の変化を受けて、1989年には死刑廃止条約が採択され、すべての国が死刑制度の廃止を目指すことが明確にされた。

2024年12月17日、国連総会において、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める10回目の決議が、国連加盟国193か国中過去最多の130か国の賛成により採択された。2024年12月末日現在、法律上及び事実上の死刑廃止国は、145か国と世界で3分の2以上を占めるに至っている。近年アフリカでの死刑制度廃止の動きが特に顕著である。いわゆる先進国グループであるOECD(経済協力開発機構)加盟国38か国の中で、韓国は事実上死刑を執行しておらず、米国でも既に約半数の州で死刑制度が廃止されており、国家として統一して死刑を執行し続けているのは日本のみという状況である。

そして日本は、国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会、人権理事会から、死刑執行の停止と、死刑制度の廃止を前向きに検討すべきこと、死刑制度の廃止に向けた世論喚起や死刑制度の廃止の必要性に関して市民へ周知すること等を勧告され求められ続けている。

4 死刑制度の「抑止効果」は確たるものではないこと

凶悪犯罪を抑止するために死刑制度を存続させるべきとの意見があり、死刑制度が他の刑罰に比べて犯罪に対する抑止効果が認められるかどうか、長い間論争が続けられてきた。しかし、こうした犯罪抑止力を疑問の余地なく実証した研究はなく、むしろ多くの研究は、死刑の犯罪抑止効果に疑問を示している。例えば、米国では、死刑廃止地域より存置地域の方が殺人発生率が著しく高いとのデータがあり、また、死刑を廃止したフランスと死刑の執行を停止した韓国における、廃止前後と停止前後での殺人発生率に違いはなかったとの調査報告がなされている。

そもそも犯罪の抑止は、犯罪原因の研究と予防対策、さらには犯罪の原因となりうる環境的要因を取り除く社会政策を総合的・科学的に行うべきであり、生命を奪う死刑制度の存続により実現しようとするべきでない。

5 被害者遺族の感情と死刑制度

犯罪により生命が奪われた場合、失われた生命は二度と戻ることはない。こうした犯罪は決して許されず、大切な人を犯罪により奪われた被害者遺族が、死刑を望む心情になることは十分に理解できる。実際に、罪を犯した人に対し少なくない被害者遺族が強く死刑を望んでいる。

他方、罪を犯した死刑囚との対話を続けたいと希望する中で、死刑が執行され、対話が不能となり悔やむ被害者遺族や、生きて罪を償ってほしかったと述べる被害者遺族もいる。必ずしもすべての被害者遺族が死刑を望むわけではなく、罪を犯した人と向き合うことで被害者遺族の心情が変化する場合もある。

罪を犯した人の処罰の刑種の選択と量刑の決定にあたって、被害者遺族の感情が考慮されるべきであるとしても、被害者遺族の感情を直ちに死刑制度を存続させる理由とすることは困難である。

言うまでもなく生命はかけがえのないものであり、犯罪を未然に防ぐことは社会全体で取り組むべき課題である。そして、遺族を含む犯罪被害者に対しては、被害を受けたときから必要な精神的支援（公費によるカウンセリング受診等）・経済的支援（給付金支給や補償、国による立替払等）、さまざまな法的支援（犯罪被害者支援弁護士制度等）が講じられるべきであるところ、日本における支援制度・運用の現状は極めて不十分なものとどまっている。遺族を含む犯罪被害者にこうした十分な支援を行うことは、当連合会を含めた社会全体の責務であり、当連合会は、構成する単位弁護士会、日本弁護士連合会、民間支援組織等と協力・連携しながら、犯罪被害者支援活動に取り組んでいるところである。

このように、死刑制度を廃止することを検討するとともに、更なる被害者支援の充実が図られなければならない。

6 犯罪の環境的・社会的要因と死刑制度

私たちは、刑事司法手続を通じて、罪を犯した人が、どのような生活や人生を送り、なぜ罪を犯すことになったのかを日々考える立場にある。生まれながらの犯罪者はおらず、成育歴や劣悪な境遇が一因となり、結果として罪を犯すことにつながった例が少なくないことは、しばしば経験するところである。罪を犯した人はその責任を取らねばならないが、犯罪の責任を行為者本人の人格や性格のみに帰し、生命を奪いこの世から抹殺することをもってさも問題が解決されたかのようにすることは、社会が抱える本質的な問題に目を向けようとしない、いわば消極的な姿勢とはいえないだろうか。

2022年6月、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑に再編する刑法改正が行われ、「懲らしめる刑罰」から「更生と教育を主眼とする刑罰」へ移行された。しかるに死刑制度は、罪を犯した人の生命を奪う点において、更生と教育の余地はなく、改正後の刑法の理念と相容れない。ときに人間性を失って残虐な行為にでた者が、その後の適切な働きかけと本人の気づきにより、行為を深く後悔反省する者へと変わり得る存在であることも、私たちは経験するところである。

環境的・社会的要因が犯罪に影響を与えるのであれば、私たちはそうした要因を取り除き改善することで罪を犯した人の更生を支援する努力を諦めるべきでない。犯罪に至った背景や経緯を分析し、どんな人間も変わりうることを信じ、更生のための努力を続けることこそ、追求すべき刑事司法のあり方である。

死刑制度は、あるべき社会の姿とも改正刑法のもとでの拘禁刑の理念とも相容れない。罪を犯した人の更生の道を完全に閉ざすことなく、処遇や更生制度を抜本的に改革し、福祉との連携を図り、すべての人が尊厳を持って生きることのできる共生社会を私たちは目指したい。

7 「世論」と死刑

政府は、日本の死刑制度は国民世論に支持されていると説明し、こうした死刑制度の見直しを求める再三の国連機関からの要請を拒絶している。

政府が2024年に実施した世論調査では、「死刑もやむを得ない」との回答は83.1%にのぼる。しかし、そもそも「死刑は廃止すべきである」と「死刑もやむを得ない」という非対称の主質問自体に後者に誘導されやすいという問題が指摘できる。また「死刑もやむを得ない」との回答のうち「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答した人の割合が34.4%に上り、これに「死刑は廃止すべきである」とする人の割合（16.5%）を加えると、現在または将来における死刑廃止の可能性を認める人の割合が全体の45.1%となることは注目に値する。現在も将来も死刑

を廃止しないとする意見（全体の53.4%）に迫るものといえ、必ずしも世論の圧倒的多数が積極的に確固たる信念により死刑に賛成しているとは言えない。さらに終身刑を導入した場合には「死刑を廃止する方がよい」と考える市民も、相当数存在する。

一方で、死刑制度の犯罪抑止効果については統計的・科学的には何ら裏付けられていないにもかかわらず、前述の世論調査によれば、死刑がなくなった場合に凶悪な犯罪が「増える」と回答した人が71.2%を占めた。また、2014年から2023年の10年間で仮釈放が許可された無期刑受刑者は合計81人であり、その平均在所期間は35年であるのに対し、同じ10年間で死亡した無期刑受刑者の総数は276人にのぼる。このように、無期刑が事実上終身刑化していることは、市民にはあまり知られていないと思われる。

そもそも日本においては、死刑に関する情報が市民に徹底的に秘密にされており、そうした中での世論調査には疑問がある上、市民に死刑に関する情報が開示されない中で死刑執行を続けることは、民主主義社会にあつては許されないと云わざるを得ない。

私たちは、死刑に代わる代替刑のあり方、死刑制度による犯罪抑止効果の有無及び無期刑の実態についての議論を深め、世論に働き掛け、死刑制度の廃止に向けた理解を得る努力を重ねていかなければならない。しかしそもそも死刑制度は、基本的人権の核をなす生命に対する権利（憲法13条、自由権規約第6条）を国家が一方的に剥奪する制度であり、究極の人権問題である。これまで死刑制度を廃止してきた多くの国家が、いかなる犯罪者といえども国家が人の生命を奪うことは人権尊重の観点から許されないと決意から、死刑制度の廃止を決断してきたが、これは、基本的人権の核をなす生命に対する権利（憲法13条、自由権規約第6条）の普遍的重要性に立脚したからにほかならない。

8 最高裁判決と死刑制度

最高裁判所は、戦後一貫して、死刑は憲法36条が禁じる「残虐な刑罰」にはあたらないと判断してきた。

しかし同時に、社会情勢や国民感情の変化によって、「残虐な刑罰」の解釈が変わり得ることを補足意見が指摘してきたところである。

この点1993年9月21日最高裁判所第3小法廷判決は、死刑について、直ちに憲法36条のいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられないとした1948年3月12日大法廷判決の結論を維持したが、大野正男裁判官は補足意見において、「立法的事実に重大な変化が生じていることに注目しなければならない」とし、死刑廃止条約が採択され発効し、「多くの文化国家にお

いては、国家が刑罰として国民の生命を奪う死刑が次第に人間の尊厳にふさわしくない制度と評価されるようになり、また社会の一般予防にとって不可欠な制度とは考えられなくなってきたことを示す証左であろう」と述べ、また「4人の死刑確定者が再審の結果無罪とされたこと」にも言及して、「死刑が残虐な刑罰に当たると評価される余地は著しく増大したということができる」とした。

その後の死刑制度の廃止へさらに歩みを進める国際社会の潮流や戦後5人目の死刑確定囚の再審無罪確定は、最高裁判所の憲法解釈にも大きな影響を与えざるを得ない立法事実の変遷と言える。そして、死刑制度が究極の人権問題である以上、最高裁判所による違憲判決を待つまでもなく、多くの文明国家と同様に、日本においても死刑制度は速やかに廃止されるべきである。

9 「生きる価値のない生命」はない

死刑制度は、この世に現に生きている人の生命を断絶することを国家に認めるものである。それは、この世に「生きる価値のない生命」が存在するというイメージを、市民に対し与えかねない。

ここで確認すべきは、生命に対する権利（憲法13条、自由権規約第6条）は、この世に生きるすべての人が生まれながらに有する基本的人権の核をなす根源的な権利であるということである。私たちは、この世に「生きる価値のない生命」など存在しないという憲法と国際人権法が目指す価値観を共有したい。

私たちが目指しているのは、すべての人が尊厳を持って共生できる社会である。罪を犯した人であっても、罪を償いながら、社会の一員として共生できる社会である。

10 まとめ

よって、当連合会は、ここに被害者支援制度の更なる拡充が図られるとともに、死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明らかにし、国に対し、死刑の執行を直ちに停止し、速やかに死刑制度を廃止することを求め、決議する。

以上